

平成27年度 受賞者名簿

◇日本スポーツ少年団顕彰事業

表彰市町村

太田市 スポーツ少年団
館林市 スポーツ少年団
甘楽町 スポーツ少年団

表彰指導者

若林伸一 前橋市・桂空館スポーツ少年団
新井實 前橋市・前橋剣和会スポーツ少年団
飯塚乙彦 安中市・安中東ミニバスクラブスポーツ少年団
宇津木マサ江 玉村町・指導者協議会運営委員・上陽少年剣道教室スポーツ少年団

◇群馬県スポーツ少年団顕彰事業

功労者

No	市町村名	受賞者	性別	育成指導団名
1	前橋市	上原正幸	男	滝少ファイターズスポーツ少年団
2	前橋市	井上千代二	男	大室FCスポーツ少年団
3	前橋市	矢島孝之	男	図南サッカークラブ前橋スポーツ少年団
4	前橋市	小林大延	男	桃木フェニックススポーツ少年団
5	前橋市	阿久津順子	女	前橋ソフトテニススポーツ少年団
6	前橋市	渡辺基義	男	駒形クイーンズスポーツ少年団
7	高崎市	新井政弘	男	吉井VBC男子スポーツ少年団
8	高崎市	小池千広	男	豊岡ミニバスレイカーズスポーツ少年団
9	高崎市	茂木正大	男	寺尾ジュニアバスケットボールクラブスポーツ少年団
10	高崎市	高木啓光	男	みさと柔道スポーツ少年団
11	高崎市	岡田健男	男	高崎ジュニアテニスクラブスポーツ少年団
12	高崎市	山崎芳之	男	吉井ジュニアパルススポーツ少年団
13	高崎市	佐藤伯幸	男	塚沢柔道スポーツ少年団
14	桐生市	荒木恵司	男	KJBクラブスポーツ少年団
15	桐生市	江原正能	男	桐生テニス協会ジュニア委員会スポーツ少年団
16	桐生市	田島康之	男	桐生北少年サッカースポーツ少年団
17	桐生市	小島隆弘	男	FC桐生スポーツ少年団
18	伊勢崎市	馬場保明	男	伊勢崎柔道スポーツ少年団
19	伊勢崎市	平岩茂	男	伊勢崎フレンズソフトテニススポーツ少年団
20	伊勢崎市	野崎好夫	男	赤堀ラビッツスポーツ少年団
21	伊勢崎市	樽見崇広	男	ブラックナインスポーツ少年団
22	伊勢崎市	小原敏彦	男	伊勢崎広瀬JFCスポーツ少年団
23	太田市	小此木正	男	尾島ビガーズスポーツ少年団
24	太田市	周藤三男	男	リトルファイターズスポーツ少年団
25	太田市	萩野総一郎	男	太田南柔道スポーツ少年団
26	太田市	馬場利治	男	蕨川ミニバスケットボールクラブスポーツ少年団
27	太田市	笠原美津子	女	群馬大和スポーツ少年団
28	太田市	木村真之	男	藪塚本町剣道クラブスポーツ少年団
29	沼田市	永井高士	男	利根少年野球スポーツ少年団
30	沼田市	中澤昌樹	男	利南東ミニバススポーツ少年団
31	沼田市	諸田政光	男	白沢ベアーズスポーツ少年団
32	館林市	世戸口みく仁	女	館林市少年空手道スポーツ少年団
33	館林市	半田裕主	男	館林すずかけFCスポーツ少年団
34	館林市	飯沼宏司	男	T.Jファイターズスポーツ少年団
35	渋川市	大谷晴一	男	渋川市柔道スポーツ少年団
36	渋川市	真下広章	男	豊秋ジュニアホークススポーツ少年団
37	渋川市	田子純一	男	伊香保ステップソフトテニススポーツ少年団
38	藤岡市	新井良彦	男	おにしでビルズスポーツ少年団
39	富岡市	高田直之	男	富岡市スポーツ少年団常任委員
40	富岡市	相川浩道	男	富岡市スポーツ少年団常任委員
41	富岡市	深澤祥之	男	富岡市スポーツ少年団常任委員
42	吉岡町	高野和人	男	吉岡卓球スポーツ少年団
43	下仁田町	黒澤成則	男	下仁田町柔道スポーツ少年団
44	草津町	澁澤幸信	男	オール草津ジュニアスポーツ少年団
45	板倉町	館野隆	男	板倉町ゴールドウィングスポーツ少年団
46	明和町	鈴木恒明	男	明和少VCスポーツ少年団
47	千代田町	関根喜和	男	千代田東小サンダーズスポーツ少年団
48	大泉町	中村健司	男	仙石ジュニアスターズスポーツ少年団
49	大泉町	君島高雄	男	大泉空手アカデミースポーツ少年団
50	邑楽町	櫻井宏高	男	邑楽町空手道スポーツ少年団
51	邑楽町	大場保央	男	高島小野球クラブスポーツ少年団

功労者(専門部推薦)

No	専門部会等	受賞者	性別	育成指導団名
52	バレーボール	片貝滝子	女	マヴェラス Jr スポーツ少年団
53	柔道	中島正宏	男	榛名柔道教室スポーツ少年団
54	ソフトテニス	青木裕治	男	北軽井沢スポーツ少年団

◇群馬県スポーツ少年団顕彰事業

優良単位団

	市町村名	受賞団
1	前橋市	粕川少年サッカースポーツ少年団
2	前橋市	三俣ブルーファイターズスポーツ少年団
3	前橋市	若宮バスケットボールクラブスポーツ少年団
4	前橋市	みやぎふれあいスポーツクラブスポーツ少年団
5	高崎市	堤ヶ岡柔道スポーツ少年団
6	高崎市	矢中ミニバスケットボールクラブスポーツ少年団
7	高崎市	高崎KⅡビクトリーズFCスポーツ少年団
8	高崎市	本部大道館スポーツ少年団
9	桐生市	桐生東ミニバスケットボールクラブスポーツ少年団
10	桐生市	桜木ジュニアスポーツ少年団
11	伊勢崎市	宮郷少年野球クラブスポーツ少年団
12	伊勢崎市	伊勢崎広瀬JFCスポーツ少年団
13	伊勢崎市	あかぼりJSTスポーツ少年団
14	太田市	藪塚本町剣道クラブスポーツ少年団
15	太田市	生品リトルチャンピオンズスポーツ少年団
16	太田市	綿打小リトルフレンズスポーツ少年団
17	沼田市	升形ビクトリーズスポーツ少年団
18	沼田市	沼田シリウスミニバスケットボールスポーツ少年団
19	館林市	六小ファイヤーズスポーツ少年団
20	渋川市	渋川キングファイターズスポーツ少年団
21	渋川市	渋川サウスサンズスポーツ少年団
22	藤岡市	藤岡市立北中学校サッカー部スポーツ少年団
23	藤岡市	藤岡市立西中学校サッカー部スポーツ少年団
24	みどり市	笠懸町空手スポーツ少年団
25	吉岡町	吉岡複合スポーツ少年団
26	下仁田町	下仁田ミニバススポーツ少年団
27	草津町	草津町ゴルフスポーツ少年団
28	板倉町	板倉ゴールドウィングスポーツ少年団
29	千代田町	千代田東小サンダーススポーツ少年団
30	大泉町	大泉ジュニアキングスポーツ少年団
31	邑楽町	中野東小野球クラブスポーツ少年団

群馬県スポーツ少年団顕彰要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、群馬県スポーツ少年団運営規程第4条第1項第6号に基づく、スポーツ少年団の顕彰についての必要な事項を定める。

(顕彰の形式)

第2条 顕彰は群馬県スポーツ少年団本部長名をもって行い、表彰状及び記念品とする。

(顕彰の基準)

第3条 この顕彰は、次の各号に該当するものについて行う。

- (1) 永年にわたりスポーツ少年団の発展に貢献し、特に顕著な功績のある単位スポーツ少年団を優良単位団として表彰する。
- (2) 永年にわたりスポーツ少年団の指導・育成に貢献し、特に顕著な功績のある登録指導者を功労者として表彰する。
- (3) その他顕著な功績があるとして、群馬県スポーツ少年団本部長が特に認めたものを表彰する。

(候補者の推薦)

第4条 候補者の推薦は、市町村スポーツ少年団常任委員からなる選考委員会の議を経て、別に定める様式により市町村スポーツ少年団本部長が所定の期日までに、群馬県スポーツ少年団本部長あて推薦を行う。

ただし、第3条第1項3号については、群馬県スポーツ少年団常任委員会の推挙による。

(表彰者の決定)

第5条 表彰者の決定は、群馬県スポーツ少年団常任委員会にて行う。

(要綱の変更)

第6条 本要綱の改正は、群馬県スポーツ少年団常任委員会の承認を得て変更することができる。

附 則

この要綱は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成2年3月22日改正施行し、本要綱施行にあたり、別に施行基準を設ける。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

群馬県スポーツ少年団顕彰要綱施行基準

(趣 旨)

第1条 この基準は、群馬県スポーツ少年団顕彰要綱（以下、「顕彰要綱」という。）施行にあたっての必要な事項について定める。

(顕 彰 基 準)

第2条 顕彰要綱第3条の永年とは次の各号のとおりとする。

- (1) 顕彰要綱第3条第1項1号の永年とは、5年以上をいう。
- (2) 顕彰要綱第3条第1項2号の永年とは、5年以上継続して登録していることをいう。
- (3) 顕彰要綱第3条第1項1号の表彰とは、5年経過した後の再度の表彰を妨げない。

(顕 彰 数)

第3条 顕彰の数については、各市町村スポーツ少年団における前年度登録の実績から次のように定める。

(1) 顕彰要綱第3条第1項1号の優良単位スポーツ少年団

ア 登録団30団未満又は、登録団員500人未満の場合 1団以内

イ 登録団30団以上50団体未満又は、登録団員500人以上
1,000人未満の場合 2団以内

ウ 登録団50団以上又は、登録団員1,000人以上の場合 3団以内

エ 登録団100団以上又は、登録団員2,000人以上の場合 4団以内

(2) 顕彰要綱第3条第1項2号の功労者

ア 登録指導者50人未満の場合 1人以内

イ 登録指導者50人以上100人未満の場合 2人以内

ウ 登録指導者100人以上の場合 3人以内

エ 以下100人を超えるごとに1人を増やすことができる。

(推 薦)

第4条 市町村スポーツ少年団は毎年11月30日までに、所定の様式をもって群馬県スポーツ少年団本部長あて推薦を完了する。

第5条 群馬県スポーツ少年団常任委員会は、上記推薦書を審査し、群馬県スポーツ少年団本部長が顕彰を行う。

附 則

この施行基準は、平成16年3月12日から改正施行する。

附 則

この施行基準は、平成23年5月13日から改正施行する。

附 則

この施行基準は、平成24年4月1日から改正施行する。